

条例内容に係るQ&A

暴力団員等の排除についてのQ&A

1. 事業所の役員等が暴力団員等に該当しないことを、いつ、どのように確認するのですか？
(回答)新規指定時に「誓約書」を提出していただき、必要があると認めるときは「照会同意書」の提出を受けて本市から市内警察署に照会し、確認を行います。

既存の事業所につきましては、指定更新時及び役員等の変更時に「誓約書」のみを提出していただき、暴力団等に該当する者が運営に関与しない旨の誓約を求めます。

その他、警察に照会が必要であると認められる場合は随時照会を行います。

2. 役員等が暴力団等に該当した場合、法人、事業所はどのようになるのですか？

(回答)暴力団員等の排除規定は、介護保険事業における運営に関する基準に該当しますので、違反が確認された場合は、介護保険法に基づく指導監査の対象となります。

記録の保存についてのQ&A

1. これまでの記録はいつまで保存する必要がありますか？

(回答)条例施行日(指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等は平成25年4月1日、指定居宅介護支援等は平成27年4月1日)時点で保存されている記録は、施行日以前の記録であっても新しい保存期間が適用されます。

2. 記録の保存は紙媒体で行う必要がありますか？

(回答)紙媒体に限らず、電子媒体による保存も可能です。

条例制定に伴う、重要事項説明書及び運営規程の変更についてのQ&A

1. すでに利用者に交付している「重要事項説明書」に、記録の保存期間が2年である旨の記載がある場合、変更して交付する必要はありますか？

(回答)すでに交付している重要事項説明書については、差し替えをする必要はありません。ただし、その利用者についての記録の保存期間は5年間となります。また、保存期間の変更については、文書等で利用者に周知するようにしてください。

2. 運営規程はどのように変更したらよいですか？

(回答)下記の記載例を参考にしてください。なお、条例改正部分の変更のみによる、市への変更届の提出は不要です。

【暴力団員等の排除規定に関する運営規程の記載例】

(暴力団員等の排除)

事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者を、その運営に関与させないものとする。

【記録の保存期間に関する運営規程の記載例】

(例)指定居宅サービス(訪問介護[介護予防訪問介護])の場合

(その他運営に関する重要事項)

事業所は、指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]に関する諸記録を整備し、以下の各号の起算日から5年間保存するものとする。

- (1) 訪問介護計画については、計画の完了の日
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録については、そのサービスを提供した日
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録については、通知の日
- (4) 苦情の内容等の記録については、そのサービスを提供した日
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、そのサービスを提供した日

(例)指定居宅介護支援の場合

(その他運営に関する重要事項)

事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、以下の各号の起算日から5年間保存するものとする。

- (1) 居宅サービス計画については当該居宅介護支援に係る契約が終了した日
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録、苦情の内容の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については当該サービスを提供した日
- (3) 市町村への通知に係る記録については当該通知の日

3. 現在、運営規程に暴力団員等の排除規定及び記録の保存期間を掲載していません。今後は掲載する必要がありますか？

(回答)暴力団員等の排除規定及び記録の保存期間については、行政によって規定し、事業所により異なるものではない(記録の保存について、事業所で条例よりも長い保存期間を規定する場合を除く)ため、東大阪市では運営規程への記載は必須というものではなく、事業所の判断によるものとしています。_